

【参考資料】行政機関個人情報保護法の改正内容及び千葉市の規定等の対照表（要配慮個人情報の取扱い）

行政機関個人情報保護法（改正前）	行政機関個人情報保護法（改正後）	千葉市の規定等
<p>（定義） 第二条 【新設】</p> <p>（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知） 第十条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条、第五十条及び第五十一条において同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>【新設】</p> <p>（個人情報ファイル簿の作成及び公表） 第十一条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（第三項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p>	<p>（定義） 第二条 4 この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>（個人情報ファイルの保有等に関する事前通知） 第十条 行政機関（会計検査院を除く。以下この条、第五十条、第五十一条及び第五十一条の五から第五十一条の七までにおいて同じ。）が個人情報ファイルを保有しようとするときは、当該行政機関の長は、あらかじめ、総務大臣に対し、次に掲げる事項を通知しなければならない。通知した事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>五の二 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨</p> <p>（個人情報ファイル簿の作成及び公表） 第十一条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ前条第一項第一号から第六号まで、第八号及び第九号に掲げる事項その他政令で定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p>	<p>【千葉市個人情報保護条例】 （個人情報の収集の制限） 第7条 3 実施機関は、<u>思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報</u>を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。 （1）法令等に定めがあるとき。 （2）個人情報を取り扱う事務の性質上当該個人情報が必要不可欠であると認められるとき。 4 実施機関は、前項に規定する個人情報を同項第2号の規定により収集したときは、遅滞なく、その旨を審議会に報告しなければならない。ただし、第10条第1項ただし書の規定により審議会の意見を聴いた場合は、この限りでない。 5 前項の規定による報告があった場合は、審議会は、当該報告に係る事項について、当該実施機関に対し、意見を述べることができる。</p> <p>（電子計算機処理の制限） 第10条 実施機関は、第7条第3項に規定する個人情報の電子計算機処理を行ってはならない。ただし、審議会の意見を聴いた上で、事務の性質上やむを得ないと実施機関が認めるときは、この限りでない。</p> <p>（個人情報取扱事務の届出） 第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録される公文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>（4）個人情報の記録項目</p> <p>3 市長は、第1項の規定による届出に係る事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。</p>

個人情報ファイル簿の例（このファイル・試験制度は実在しません。）

個人情報ファイルの名称	個人情報保護試験受験者ファイル	
行政機関の名称	総務省	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	行政管理局情報公開・個人情報保護推進室	
個人情報ファイルの利用目的	個人情報保護試験の実施及び合格者の選定のために利用する。	
記録項目	1 受験年度、2 受験番号、3 氏名、4 生年月日、5 性別、6 住所、7 電話番号、8 可否の別、9 合格順位、10 第一次試験得点、11 第二次試験得点	
記録範囲	個人情報保護試験の受験者（平成17年度以降）	
記録情報の収集方法	本人からの受験申込書	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	〇〇省〇〇局〇〇課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室 〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	3から7までの記録項目の内容については、個人情報保護試験実施規則（平成17年総務省令第〇号）の規定により、訂正請求をすることができる。	
個人情報ファイルの種類	<input checked="" type="checkbox"/> 法第2条第6項第1号（電算処理ファイル） <input type="checkbox"/> 令第12条に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 法第2条第6項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関非識別加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
行政機関非識別加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室 〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2	
個人情報ファイルが第2条第9項第2号ロに該当する場合には、意見書の提出機会が与えられる旨	該当	
行政機関非識別加工情報の概要	-	
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
作成された行政機関非識別加工情報に関する提案をすることができる期間	-	
備考		

個人情報取扱事務目録の例

<input type="checkbox"/> 共通	<input type="checkbox"/> 事業所等共通	<input checked="" type="checkbox"/> 固有	個人情報取扱事務を所掌する組織の名称	こども未来局こども未来部こども家庭支援課			個人情報の収集先	個人情報の電算処理・結合	個人情報の経常的な目的外利用の有無	備考
個人情報取扱事務の名称			個人情報の記録項目				個人情報の収集先	個人情報の電算処理・結合	個人情報の経常的な目的外利用の有無	
個人情報取扱事務の目的			基本的事項	心身の状況	家庭生活	社会生活				思想信条等
個人情報の対象者の範囲			<input checked="" type="checkbox"/> 識別番号 <input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input checked="" type="checkbox"/> 性別 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 顔写真	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 傷病歴 <input checked="" type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 身体特性 <input type="checkbox"/> 性格・性質 <input checked="" type="checkbox"/> Eメール <input type="checkbox"/> アドレス	<input checked="" type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 居住状況 <input type="checkbox"/> 趣味 <input checked="" type="checkbox"/> 銀行口座 <input type="checkbox"/> 団体加入	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input checked="" type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 免許・資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 財産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input checked="" type="checkbox"/> 公的扶助	<input type="checkbox"/> 思想・信条 <input type="checkbox"/> 宗教 <input type="checkbox"/> 社会的差別の原因となる個人情報	<input checked="" type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国等 <input type="checkbox"/> その他*2 <input checked="" type="checkbox"/> 実施機関内の利用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 国等 <input checked="" type="checkbox"/> その他*3
交通遺児等手当支給事業										
受給資格の審査と、受給額及び受給期間の決定を行う。										
申請世帯										